

中世寺院の社会的機能についての補論

本郷和人

私は先に「中世寺院の社会的機能についての一考察」というノートを(1)をまとめ、高野山の構造について解説を試みた。室町～戦国時代の高野山

については一応の見通しを立てたつもりであったが、周知の如く高野山の近辺には、他にも著名な寺院がある。粉河寺・根来寺がそれである。

高野山で指摘したことは、ではこの二つの寺院にも有効だろうか。本稿の目的は、それを確認するための作業を行うことにある。中世後期において、寺院はいかなる実態をもち、いかに機能するのか。この大きな疑問に対し、ささやかな一事例を示せれば幸いである。

さて、高野山周辺の各莊園では、生産力が向上した結果として惣村が結成され、莊園經營の担い手となっていく。惣村は從来在地領主が保持

していた権益を次第に奪取していくが、このとき

α 高野山では在地領主が寺院に結集し、寺院の権威や組織を利用して、在地での特権的な地位を保っていた。

β 高野山・在地領主・惣村は、互いに対立しながらも、外部の勢力に対する対しては「一味同心」し、世俗的な寺院勢力「高野山」を形成する。

という特徴がみられた。また、僧侶と武士と農民が一味同心する際に、仏教のもつ「一味和合」の概念が働くのではないか、とも指摘した。

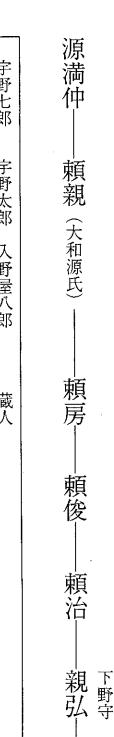
では、右の α と β は、粉河寺・根来寺では見ることができるだろうか。高野山の事例を中世後期の寺院の一つのモデルとして提起することは一

定の意味をもつんだろうか。以下、実例に即しながら論を進めていこう。

1. 粉河寺・丹生屋殿・東村

紀伊國粉河庄丹生屋村に丹生屋氏を称する領主がいた。大和源氏宇野氏の一流である彼らの系譜については先述のノートに詳述したが、簡単にまとめるところになる。

平安末～鎌倉初、大和源氏の一流である宇野氏が紀伊国に移住した。彼らは粉河庄に隣接する高野山領名手庄に拠点を築き、代々同庄の庄官に任じた。また高野山行人方の有力子院、蓮上院に子弟を送り、高野山の動向に深く関与した。



「尊卑分脈」

基治
行治
貞治
朝治
二郎
入屋藏人八郎
氏治
仲治
氏義
義基
賴基

丹生屋氏はこの宇野氏のごく近しい一族で、「尊卑分脈」の「入野屋」
「入屋」はともに「にうのや」とことと解し得る。系図中の光治は有名
な元暦元年六月日の源頼朝袖判下文(神護寺文書)に「丹生屋八郎光治」
として見え、他に文永年間に名手庄官として丹生屋寂念という人物がい
るようである。ただし室町時代の同氏については、今のところ全く明ら
かでない。

さてこうした丹生屋氏であるが、本稿では在地での生産関係を通じて、
同氏が粉河寺どどのように関与していたかを追つてみる。考察の舞台と
しては粉河寺領粉河庄東村を設定し、東村の王子神社に伝えられた文書
を根本史料とする。王子神社(勝福寺)は東村の惣社(寺)だったため、
惣の文書を保有していた。以後番号で示した文書は、『和歌山県史 中
世史料二』所収の「王子神社文書」に依拠する。

(1) 丹生屋氏の所領經營

永享二年、粉河寺は東村の検注を行つた。⁽²⁾ 118・119号の「東村
検注帳」はその結果を示したもので、次の如くに記されている。

一反	かわはら殿	さく人とうほん
大廿歩	にうのや殿	さく人九郎大郎
三百歩	こうそうあん	さく人九郎大郎

同じ頃、高野山は大検注と称される大規模な検注を各膝下庄園で進め
ていたのであるが、右の検注帳と大検注で作成された検注帳とは同様の
記載形式をとつてゐる。検注帳には直接記されていないが、かわはら殿・
にうのや殿らが「地ぬし」と呼ばれていたのは他から確かめられるので、
名称も高野山に等しい。ただし問題は、にうのや殿が具体的にどのよう
な方をしていたか、にある。高野山の「地主」を直ちににうのや殿
にあてはめるのではなく、東村におけるにうのや殿の特殊性に注目して

表1 粉河庄東村における丹生屋氏を地主とする作人

作職	所持田数	作人	注記	分類
[反]	300[歩]			c
1	120	かしわや 兵衛五郎	トノ	b
1	260	さゑもん四郎 さゑもん四郎	トノ	b
1	120	九郎大郎 さゑもん四郎	トノ	c
1	180	とうねん 九郎大郎	トノ	b
1	240	兵衛五郎 けん四郎	トノ	a
	60	ひこ二郎 ひこ二郎	トノ	a
	240	ひこ三郎 ほうし	トノ	a
	120	き三郎 むまの二郎	トノ	a
	290	まこ二郎 ひこ二郎	トノ	a
	240	にう ひこ二郎	トノ	a
	240	いけた けん四郎	トノ	a
1	1	290 120	けん四郎 たうねん	トノ
16	180			a

みたい。

表1は丹生屋氏を地主とする土地を抜き出し、まとめたものである。
東村全体が二十八町八反、うち一町六反百八十歩を占めており、規模が
らすれば菩提坊につぐ第二位である。丹生屋氏はこの土地にどんな権利
を有しているのか。手掛かりを作人層に求めてみよう。表1の作人を一
応三つに分ける。

a、東村の主成員

本所寺家より東村勝福寺^(マ)王子御寄進^(マ)庄当の事、菩提坊御方へ負物の
米にあて候て進候⁽¹⁾

大上野	正眼庵御下地	作彦次郎
大同所	正眼庵御下地	作彦次郎
新田		

(三筆略)

小 同所 丹生屋殿御下地 作道念 新

(七筆略)

以上片子惣都合一石三斗九合四升

分米五升』②

此分永代をかきり、合米五石分ニ当、菩提坊の御方へ進上申候事明鏡也、万ーのかの所務ニおいて相違の子細候ハ東村人本米を弁進申へく候、依為後日沙汰、状如件、』③

永享五年十月十三日 東村人 道念 (略押)

道覚 (略押)

(以下十人を略す)』④

右の120号文書は四つの部分から成る。①～④でそれを示した。さて注目すべきは、粉河寺が勝福寺＝王子神社に寄進した所當(①)の、東村人(④)による菩提坊への譲渡(①③)である。もし譲渡相手が粉河寺と無関係だったならば当然寺家の妨害にあつて成り立ち得ないだろうが、原則としては、鎮守王子神社の所領の進止権は東村村人の手中にあつた。

この事実を、例えは東村が粉河寺の軍事力を担う一戦闘単位でもあつたことと併せ考へると、東村に自らを律する惣的機能があつたのは疑いない。また少なくとも120号④の、加地子譲渡の責任を負つてゐる十二人の署名者は「惣村としての東村(以後「東村」とし、地域名東村と區別する)」の主要メンバーだったことがわかる。表1でいえば、源四郎・彦二郎・道念がこれにあつた。

b、殿と呼ばれる者

表1では左衛門四郎、馬二郎、兵衛五郎が該当する。彼らは前掲の署名には加わっていないが、aと異なる顕著な例は見られない。土地への

権利は作職ばかりであるし、村内にaと同じように屋敷地⁽⁸⁾をもつてゐる。彼らは丹生屋氏・瓦原氏のごとく常にドノと表記されるわけでもなく、姓ももたない。この点からするとあるいは庄内有力農かもしけないが、決め手はない。とまれりの生活の場も「東村」に求めることができよう。

c、その他

残る作人のうち、いけたは池田垣内である。⁽⁹⁾ 他は明瞭でない。九郎大郎・九郎二郎を除けば規模の小さい者ばかりだから、東村と丹生屋氏を考える際には無視してよからう。ただaに含まれるかもしけぬ九郎大郎・九郎二郎の二人を「その他」とする。

以上a b cからすると、作人はみな「東村」に基盤を持つ人々である。

この八人の作人の経営状態をまとめたのが表2である。

表2からまず気づくのは、規模の小ささにもかかわらず、一人の作人が多数の地主の地を僅かずつ耕作している点である。もちろん検査帳の

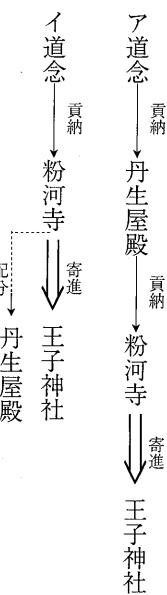
分類	作人	作職		耕作地の 筆数	関連地主数	職保有順位作 東村での 筆数
		反	歩			
a	ひこ二郎	14	110	20	13	2
a	けん四郎	9	20	11	11	7
a	とうねん	4	30	6	5	21
b	さゑもん四郎	8	0	8	6	9
b	兵衛五郎	7	180	11	9	11
b	むまの二郎	3	40	4	4	27
c	九郎大郎	12	80	16	14	3
c	九郎二郎	4	40	6	6	20

「作人」は「作職」の意であり、耕地のすべてをその作人が耕作しているわけではないかもしれないが、土地の散在性、地主との散りがかり的関係が認められる。

地主が支配権を在地に浸透させようとした場合、右の条件は大きな障害になる。まず下地については、地主は一般の在地領主の「宅地」の如き、支配の足場を求められない。人についても、特定の作人との間に人格的な支配関係を作り出すのは困難である。保有地の錯綜は作人たちに相互の補助を要請したであろうから、彼らは逆に「東村」にこそ強固に結束する必要があった。丹生屋氏ほかの地主層が東村に介入し得る可能性は極めて小さい。他の史料ではどうか。

もう一度120号に戻つてみよう。①部分では②の土地からの所当が本所粉河寺から王子神社に寄進されたことを記している。たとえば道念を作人とする丹生屋殿下地百二十歩からの所当米が寄進されているわけである。

この事態が起こり得るためには、粉河寺が東村の地からの上分の、最後の收取者でなくてはならない。具体的に示せば、所當納入に、



の二通りの経路を想定することになる。そして検注帳の地主の項に、経田・夜燈田等が見えることからすると、イがより適している。粉河寺は作人からの所當を受納し、その後に各田の性格に従つて、経卷の費用にあて、丹生屋氏に得分を与え、かつはその内のいくばくかを割いて寄進したのではないか。丹生屋氏はこの史料からも東村に直接には関与してはいないことになる。

もう一つ別の史料を取り上げる。124号「東村悦谷・魚谷両池長帳」、池水の配分を示す文書である。まず実例を少し載せる。

一 番勧頭斗 丹生屋殿
大田
彦五郎田ハタ 三郎九郎ノ千代法師
右馬太郎 伏楠谷 龜楠女 衛門五郎

長帳によると、悦谷・魚谷は共に九番から成り、各番には勧頭一人と、他に十人ほどの名が並記される。となれば、勧頭は水を配する責任者で、他是配分を受ける者であろう。⁽¹²⁾またこの史料の特徴は、永享八年から永正十四年まで、権利者が書き継がれていることである。先の例でいうと、永享八年の右馬太郎の分水権（と仮にいう）は、→伏楠谷→龜楠女→衛門五郎、と引き継がれていた。

さて丹生屋殿は「三ヶ番の勧頭を務めるとともに、分水権を六つ持つてゐる。ところが、九つ（三と六）の権利のうち、八つまでは書き換えがない。勧頭といえども担当者が変化すれば書き改められるはずなのだが、丹生屋氏は右の例にも示した如く、変わりはない。⁽¹³⁾ところで、ここに興味深い史実がある。詳細は別に記したが、文明年間に丹生屋氏は非常に衰弱し、統治能力を失っていたのである。用水は農業の死活を制する重大事であり、用水の権利を握っているものが丹生屋氏ならば、村民はその変化に敏感に対処する必要がある。にもかかわらず、長帳にはこの変動が全く現れていない。だとすれば丹生屋氏は永享八年からすでに、用水を直接に管理することはなかつたのだろう。124号も、丹生屋氏が東村に直接関与していない傍証になる。

では粉河寺はどうに東村の丹生屋氏分の年貢を徵収していたのだろ

註進 東村丹生屋殿方春成 公事錢事⁽¹⁴⁾

合 參貫伍百文

(中略。必要経費が記される)

定錢式貫五百文 三月中納申候、

右状、如件、

文明十年 七月十七日 番頭衆

この御池坊の文書に示される如く、文明十年、丹生屋氏の危機に際しては東村番頭が請け負っている。他の年の文書がないので断言はできない

が、この年たとえば「丹生屋殿方の山口銭（山への立ち入り料）」は井上という代官が丹生屋氏に代わって進納の主体になつてている点からすると、東村に代官が格別派遣されなかつたのは、すでに高野山領と同様「東村」による地下請けが行われていたからではないか。

118・119号の検注帳が一体どうして王子神社に存在するのか。この最も基本的な問い合わせを想定して始めて解決する。もし預所等が粉河寺から派遣され、その主導により年貢が徴収されるならば、どうして王子神社に検注帳を納める必要があるか。地下こそが年貢徴収の主体であり、その台帳として検注帳がどうしても必要だった、そして王子神社（勝福寺）は地下と粉河寺を結ぶ経済的な場として機能していた、これが整合的な解釈であろう。そこでもう一度、年貢の流れを図にしてみよう。

作人道念→「東村」→莊園領主粉河寺→地主丹生屋殿

粉河寺は庄内の各惣村を戦闘単位としている。同時に年貢徴収機構として支配体制を作りあげていたのだろう。丹生屋氏はこの莊園領主粉河寺に依拠して東村における諸々の権益を維持している。直に手を下すことはないが、村民の死活を握る用水にも関与している。粉河寺を媒介として始めて、丹生屋氏は領主として「東村」に対し得たのである。

(2) 粉河寺内の丹生屋氏

丹生屋氏は粉河寺内にいかなる地位を占めていたのだろうか。丹生屋氏は史料の欠如から代々の名すら明らかでない。数少ない例外が次の文書である。

就粉河寺行人夫役事、奉書如此候、然者可被止苛責候、既強々及沙汰之由申候也、返々無勿体候、於向後可被停止其煩候也、恐々謹言

五月十一日 宣顯（花押）

丹生屋民部卿律師御坊

差出人宣顯は陶宮内少輔⁽¹⁶⁾、紀伊国守護大内義弘の守護代⁽¹⁷⁾である。宣顯の父かと思われる弘宣⁽¹⁸⁾の守護代在任が応永三年末まで確認できるので、この文書は応永四〇六年頃のものだろう。また文中「奉書」は義弘の意をうけた奉行人連署奉書であろう。

この文書から判明することは、丹生屋氏が民部卿の仮名と律師の僧位を有していたことである。丹生屋氏は粉河寺内外で、かかる称号を以て遇されていた。

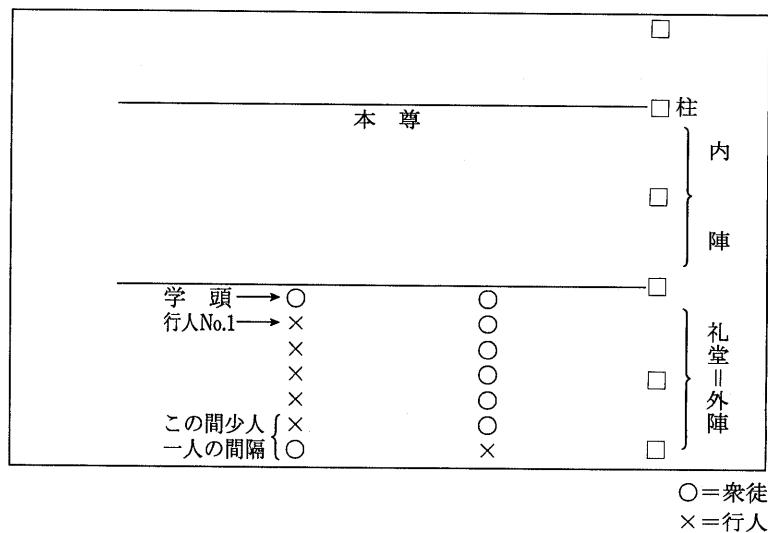
そもそも粉河寺は衆徒（他寺でいう学侶）・行人・方衆から成っていた。⁽²¹⁾民部卿律師は丹生屋の姓を付して呼ばれる半僧半俗の存在であり、おそらく衆徒ではない。では行人か方衆か、またはそれ以外なのか。

時代が前後するが、応安七年、粉河寺の金堂が拡張された。ところが新造の廟（礼堂）には行人の着座が許されない。そこで行人が訴え、永和三年、内陣の例に準じて衆徒・行人の座次が決められた。⁽²²⁾その結果が図1である。

寺の中核、本堂での座順は秩序を直に反映する。だからこそ行人も訴訟に及んだのだが、粉河寺の特徴は、行人の地位の高さである。行人の実力の向上はどの寺でも顕著だが、それが制度として定着した例である。丹生屋民部卿律師に戻ろう。粉河寺は有力な寺院だが、所詮地方寺で

図1 粉河寺本堂着座次第

粉河寺本堂は「粉河旧記」によると7間×5間である。



ある。寺僧の位も中央に比べれば問題にならない。学頭でやつと法印、永仁五年の例では權學頭が律師、応安六年には学頭の次位の二和尚が權少僧都にすぎない。⁽²⁴⁾するに丹生屋民部卿は、実は粉河寺内では有数の高位の僧（？）ということになる。

この事実を先の行人の相対的な高位と併せ考えると、民部卿は行人方の有力者だったといえよう。彼が行人下部を統率する位置にあるとすれば、先の文書で、行人への夫役催促をやめよ、という指示を受けるのも納得できる。⁽²⁵⁾

丹生屋氏は粉河寺から「当山の大将丹生屋殿」と把握している。⁽²⁶⁾それは傭兵としてではなく、行人として寺に参加している結果であろう。丹生屋氏が御池坊・善堤坊等の粉河の住僧と同様に「地主」として検注帳に記されていたのも、この性格から理解できる。そして検注帳に記載されていた他の在地領主、瓦原殿なども、行人方に属するとみるべきだろう。

(3) 小括

はじめに提起したα・βにそつてまとめてみよう。東村において丹生屋氏は非常に錯綜した基盤をもっていた。一方農民は惣村を構成する実力を蓄えている。この「東村」の台頭に対し、丹生屋氏は粉河寺に依拠しつつ、在地での地位を地主として確保している。粉河寺にとつて東村が特別な存在ではなかつた点からすると、粉河寺でもαを認めることができよう。

丹生屋氏は自己の經營の根拠として、粉河寺を必要としている。それとともに、粉河寺の支配を妨害する者があつた場合は、軍事指導者として行人方を率い、或いは各惣村を指導してその鎮圧にあたつた。行動の実態からすると、丹生屋氏は粉河寺そのものであつた。宗教的外被をも

つ世俗権力体「粉河寺」は、丹生屋氏らの軍事力なくしては成立し得ない。この意味で³¹も確認できるのである。粉河寺、丹生屋氏他の在地領主、東村他の惣村、この三者は高野山同様、「一味同心」して対外勢力を「粉河寺」を形作っている。

2、根来寺と行人方

根来寺、正しくは大伝法院は、覚鑓によつて高野山から移された真言宗寺院である。この根来寺で応永三十四年、一山を挙げての事件が出来した。³²預を務める聖天院景範³³と行人方が些細なことをきっかけに对立³⁴し、二千余人の行人が離山³⁵したのである。早速守護畠山氏が乗り出したが効果なく、伝法院座主、三宝院満済は現地の要求に押し切られる形で、景範の預職解任を認めている。これをまつて行人は還住を承諾、事件発生から六ヶ月が経過していた。³⁶

満済は預を代官職、或いは寺務代³⁷と言い換えていた。根来寺の長、伝法院座主職は三宝院主の兼帶であつたから、その代官である預は現地の責任者であつたと考えられる。それを裏書きするように、景範は法印という高位を有し、かつ報恩院隆源から直に法を受けている。

景範は預としてまず修学を指導したであろう。同時に彼は寺領の管理も行つてゐる。

〔伝法院衆徒等申詞〕³⁸

注進 景範御代管分

一、岩手庄 三十貫 庄立用之外
一、弘田庄 五十貫 庄立用之外

(後略、他に二庄百十貫)

応永十六年十一月日 入寺以下衆徒等

さらにまた、おそらく寺領管理の権限から派生するのである、寺領閑

係の訴訟の主導権をも「大伝法院雜掌景範」として握つてゐる。³⁹

このように根来寺の指導者として中央の真言宗界からも認められた人物、聖天院景範が預の地位を失つた。加えて直後、永享三年には根来から命がらがら逃げ出すために陥つた。⁴⁰その原因を成したのが行人との確執だつたのである。

行人の実力はこの事件から十分に窺えるが、その様子はいかなるものだつたのか。本章ではこの問題に焦点を当ててみよう。

(1) 根来寺内の行人方

粉河寺同様、根来寺も史料には恵まれない。とくに室町中期の史料がほとんどない。そこで時代は下るが、戦国時代の「政基公旅引付」（以下、旅引付）他を使用する。

文亀二年九月初め、根来寺と親しい土豪佐藤惣兵衛らが日根野付近に押し寄せ、人夫兵糧を要求した。⁴¹入山田村の番頭たちはこれに対し「所詮猶准分以賄賂（根来寺に）罷出テ惣分ニ可加問答」こととし、実行に移つた。同六日番頭の報告「昨日今日調三方之衆会之処、衆議不調、百人ニ七八十人モ出衆（佐藤惣兵衛）蟲虜也、仍両度之衆会皆立破了」同八日の報告「惣分及度々雖成三方衆会、過半ハ出衆蟲虜之条、衆議区也、：兼々被成奉書坊々、其外猶於衆会所致昆本意見坊中十余人ヲ両度於閑所成私集会相調之、朔朝之惣集会ニ評議相調、以群議一同之成敗、惣兵衛神尾衆以下ニ悉仰付、惣分ヨリ取制札テ參之」、根来寺惣集会の名において佐藤惣兵衛以下の動きは制止された。これで入山田村の目的は一応達成された。そこで同十二日「今度彼惣分割札の儀、於根来寺衆会之衆雖為繁多、其内取頭衆、行人方の内ニハ大樂院・泉職坊：以上十余人ヲ惣之集会以前ニ毎度百疋入了：」この連中に更に礼物を進上する段取りがなされるのである。以上の記事からいくつかの要点が読み取れよう。

当時の根来寺には三方の衆会から成る惣分があつて、全山の評議機關として機能していた。

泉州日根野・入山田両村一円事、（本文略）早⁴⁴

被停止上表口入者、尤可為公道之儀之由 九

条前関白殿御氣色候也、仍状如件、

明応六年十月二日 宮内少輔判（他一名）

大伝法院行人中

大伝法院衆徒中：仍執達如件

大伝法院預中：仍状如件

右の文章からすると、三方とは前出の預に衆徒、行人を加えた三者を指しているらしい。⁴⁵ このうち惣分を動かしていたのは一日の内に群議を逆転させ得る「行人方」に他ならなかつた。ここで入山田が得た制札をあげてみる。

禁制⁴⁶

一於入山田庄内甲乙人等不可構陣所事

一同不可有乱妨狼藉之事

右當庄者 九条太閤様御領也、就中根來寺與当所數年令契約間定置之、若有背此旨輩者、為惣庄堅可加成敗者也、仍衆議如件、

文龜式年九月七日

大伝法院行人若衆沙汰所
勢 尊 判
同老衆沙汰所

秀 算 判

根来寺が惣庄と言ひ換えられている点は注目すべきであるが、これは後に触れる。行人方は老衆と若衆とに分かれるが、署判が行人方だけであるのは、彼らの力が近隣に認められていた証拠であろう。もちろんその

実力とは、軍事的活動であつた。和泉守護細川元有が根来寺の攻撃で戦死してるのは有名であるし、旅引付にも根来発向の記事は数多く見られる。行人方は戦闘集団として的一面を強くもつっていた。

ただしそうはいつても、彼らの間に軍事行動に適した整合的な被官關係を見出すことはできない。前出の史料によると百人中七、八十人が同意しても衆議は調つていない。惣分の衆会は全員一致を旨としている。実力には明瞭な差があるにも関わらず、形の上では各成員の発言権は尊重されている。「一味同心」の概念が、建前にせよ残つているのだ。⁴⁸

行人の有力者、闕伽井坊と泉職坊とが私闘を構え、寺内が異様な雰囲気に包まれたときも直に和解が成立している。⁴⁹ 彼らの争いは、その存亡をかけるまでには至らなかつたらしい。頭抜けた支配者を生み出さぬまま、旅引付に頻出する実力者が結局戦国末期まで生き延びている。彼らが原則的には、相互扶助のヨコに連なる集団であつた為とみることができる。

(2) 行人方の出自と活動

次に行人の出自を考えねばならない。中西睦明氏によれば、戦国期の根来寺の有力行人の坊は在地領主によつて保持されていたといふ。⁵¹ それとともに表3をまとめた。また「杉之坊と申ハ根來寺一方之門主ニ而ござ候歟、此家（津田家）より持申ニ付代々子一人ハ杉之坊を持、一人は小倉（莊）の家を持申候」⁵² 「これは泉職坊を持候而代々此家（土橋家）より繼申候、杉之坊と二坊して根來の仕置いたし候」⁵³ 「私家筋之儀者、覚鑓上人開基紀州根来寺ノ為住職、西山と申一城を抱、岩室坊と申寺ニ在仕候、：住職之儀者俗縁之者相定候寺法三付（前住）勢伝甥勢祐を後住ニ極置候」⁵⁴ という記述から、根来にも、高野の小集会衆と在地領主の相互關係と同様の事態を見ることができる。ただ右はあくまで戦国時

表3 紀和の土豪と、その土豪の持つ根来の坊

土豪名	庄名	根来寺の坊名	典拠
津田	紀伊郡那賀郡小倉庄	杉坊	紀伊国旧家地土覚書
増田	クク山崎庄	宝嚴院	紀伊続風土記
鳥居	クク田中庄	喜福院	ク
奥岩	クク安楽川庄	惣藏院	ク
森	クク池田庄	西生院	ク
土橋	名草郡雜賀庄	威成院	ク
湯橋	クク岩橋庄	職德院	湯橋家文書 (岸和田市史)
赤井	和泉国信達庄	閑伽井坊	藤田家文書
藤前	クク佐野	西藏院	根来全盛之記録
神中	クク近木庄	大福院	中氏文書
	クク熊取	真成院	

代の様子でしかないが、旅引付の「當國中之百姓の子為根来法師ヲ号氏人也、件氏人日根野村の百姓之子共之中、來而在庄之後、軫而雖可申此村（入山田）江令祇候由申之」⁵⁵、「満濟准后日記」の「：就根来事。自管領以營田入道申子細。先度委細蒙仰候條々尤候。雖然行人等國中方々散在之間。難沙汰候。」⁵⁶から、行人が室町時代を通じ、和泉・紀伊各地から生家と密接な関連を留保しつつ集合しているのが分かろう。旅引付には閑伽井坊、筒井坊他が莊園の代官職を競望するさまが生き

中西睦明氏「根来僧兵に関する一考察」（和歌山史学8）に依拠しつつ、下の三者を加えた。

生きと描かれているが、それに加え、三浦圭一氏が明らかにされた中氏と成真院の場合に顯著な如く、行人層は本家と共に加地子の集積に努めている。この間の事情を、次の史料はいう。「：地頭、領家にわかり知行代々相伝仕候處ニ（中略）中比より根来寺衆徒剛勢ニ相成候故、根来寺へ隨ひ申候、然共寺より知行を俟に仕候事も成不申、出陣などの儀ハ大形衆徒より指図申候、知行之儀ハ手前よき者は他人の知行もを買取申様ニ御座候間、いづれの里ハ誰か知行所と申事も無之候而村々少つ、領地持候而、免もなく、毎年定物成取申候、是を加地子と申候、此故に畠山殿當國守護職に而御下候時も、爰許ハ根来寺をかこつけしたかひ不申候」⁵⁸

加地子を集積する時あらわれる特徴は、散在的であること。つまり全くかけ離れた土地の得分の売買が可能なため、一人の領主が紀伊・和泉各地に加地子得分を有しているのである。

行人は各地から集まり、原則的にはヨコに連なっている。この行人方の構成と在地領主の加地子集積とは無関係ではあり得まい。両者の間に直接の因果関係を見出すにはいたらずとも、行人層が結果的にせよ、在地本家の加地子得分を集団的に保証する体制を築きあげているということができる。しかもそれは惣分を通し、根来全山の名のもとに行われる。それゆえに根来寺そのものが、先の禁制の如く、根来寺近辺の各莊園に對し「惣庄」として具現する仕組みになっている。

（3）小括

「畠山殿當國守護職に而御下り候時も、爰許ハ根来寺をかこつけしたかひ不申候」、根来寺行人方は高野山と同様、在地領主の子弟の結集体であった。彼らは根来寺に参画し、自ら欲する支配体系を生み出してい。一味和合の建前も保ちつつ実力を以て内々に圧迫を加える、私はか

かる事態を先のノートで「一味同心」の語を以て表現したが、まさにこの「一味同心」の典型例を通じ、行人方は衆徒（学侶）⁽⁶⁾以下を主導していったのである。

在地領主を核とする根来寺が「惣庄」を自称する事実からすると、在地領主たちは在地の各庄村から独立行動をとるだけの力を、持つてはいる。根来寺への集積を梃子に、散在する不安定な加地子得分を集団的に保証する体制を作っている。その結果、彼らは全体として各惣村の上部機構として立ち現れ、それが惣庄の号に結びついたと考える。行人が学侶と一味同心した根来寺は、各惣村とも一味同心して惣庄となる。

在地領主は根来寺を根拠として、統治権的支配を意図する。この高野山と同一の行動結果に、αとβとを認めるのは十分に可能であろう。

紀伊国紀ノ川流域の三つの寺、高野山・粉河寺・根来寺は、ひとしくαとβを満たしている。すなわち、この三ヶ寺は、いずれも各地域の在地領主層を取り込み、その主導のもとに機能していた。在地領主や惣村の指向に従い、軍事行動をも積極的に行う権力機構、中世後期の寺院の一モデルとして、かかる存在を提起してみたい。

天正十三年、粉河寺と根来寺は、高野山ともども豊臣秀吉の軍勢に敗れ去る。在地領主の一味同心した寺院勢力は、戦闘能力においては戦国大名には敵し得なかつたのである。

紀ノ川流域では真言宗・天台宗の旧仏教系の寺院が、戦国大名と争うまでの勢力を築き上げた。何ゆえに紀伊国では、たとえば一向宗でなく旧仏教がこうした事象の核となつたのか。「寺院」というものの特性は、の見通しを示したが、さらに考えを深めることを自己の課題とし、不十

分ながら今はこれを以て稿を終えることにする。

〔注〕

(1) 「中世寺院の社会的機能についての一考察」(『史学雑誌』95—4)。

(2) 117号によると、この検注には上使が下向している。検注の主体は粉河寺であろう。

(3) 118号は119号からの抜粋であると考えられる。以下検注帳といつたら119号を指す。なお、この検注帳について言及している論文としては、次のものがある。

黒田弘子「中世後期における池水灌漑と惣村—紀伊国粉河寺領東村」

(津田秀夫編『解体期の農村社会と支配』所収)

(4) 117号に東村の検注について「四月二十二日よりはしまる、一反別

熱田公「中世東村の人々」(『粉河町史研究』5)

二米三斗代二十八文地ぬしよりいたされて候て、ひやくしゃうしるし候て：」とある。地ぬしという言い方をしていたことは認めてよからう。

(5) 粉河寺文書の「粉河寺旧記」の「中古当山領粉川勢喧嘩合戦之陣立之覚」など。

(6) 「和歌山県史」は「たうふん」とよむが、「ゐ」は「ね」の誤読であり、「たうふん」は正しくは道念であろう。120号と検注帳を対比してみると、この推測を裏付けられる。

(7) 検注帳に「ドノと付されていた者をあげた。

(8) 116号は「東村屋地注進状」であつて、永享二年の検注に際し、東村の屋地を書き上げている。たとえば、

小 古堂之下 菩提坊下地

一反 辻前 来迎堂下地

の如く、面積・場所・地主名を記す。これをまた119号と対比してみる。

右の来迎堂は検注帳によると、一反以上の耕地は一つしか保有していない。だから

- (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)
- （20） いうまでもなく大内氏の紀伊守護在任は、応永六年の応永乱時まである。
- （21） 『和歌山県史 中世史料』解説。
- （22） 粉河寺御池坊文書1—ヨ・レ、8号等。
- （23） 粉河寺御池坊文書1—ヨ・レ号。
- （24） 粉河寺御池坊文書1—レ号。
- （25） 粉河寺御池坊文書8号。
- （26） 粉河寺御池坊文書4号「紀伊守護大内義弘奉行人連署奉書」にみえる民部坊が民部卿律師を指すのならば、この史料も民部卿律師の卓越した地位を示している。
- （27） 「粉河寺旧記」に「寛正元年九月十九日当山江根来勢押寄炎上ス、于時当山大将丹生屋殿、遠江殿を初軍勢築城ス」とある等。
- （28） 「満准後日記」（以下「満」）応永三十四年二月一日・五日・十二日、八月二十二日・二十三日・二十四日、永享三年正月十五日。
- （29） 「満」応永三十四年二月一日より、「預与行人」＝「行人と聖天院景範」、ゆえに景範は預である。
- （30） 「満」応永三十四年二月一日。
- （31） 同右。
- （32） 「満」応永三十四年二月五日。
- （33） 「満」応永三十四年二月二十四日。
- （34） 「満」応永三十四年二月一日、八月二十二日・二十三日・二十四日。
- （35） 「満」応永三十四年八月二十二日。
- （36） 伝法院座主職事、可令門跡相伝給者、依院宣執達如件、
- （37） 〈史料編纂所架蔵、三宝院文書第一回採訪第二冊所収〉など。
- （38） 『大日本古文書 醍醐寺文書七』1398、1400、1412、
424、1425、1426、1439、1444、1489号。応永
十六年に報恩院隆源が根来寺に下向し、そのとき景範は彼から伝法院
をうけた。
- （19） 粉河寺御池坊文書3号。
- （18） 官途は周防守。応永元年八月九日、弘宣書状（旦来八幡神社文書）の「弘宣（花押）」と応永二年六月一日、守護大内義弘奉書（禪林寺文書）の「周防守（花押）」との比較より、周防守＝弘宣であると判明。
- （17） 年月日未詳、大内盛見署判一切経勧進帳（『防長古文書』第二輯）に「千足 陶宮内少輔官頭」とみえる。
- （16） 粉河寺御池坊文書9号。
- （15） 拙稿「高野春秋」について（『遙かなる中世』6）。
- （14） 『和歌山県史 中世史料』粉河寺御池坊文書18号。
- （13） 田地の所在を示す必要上、地主の名を列挙しているのではないか」とされる。この点は後考を期したい。しかし勧頭の解釈が右のものであっても、丹生屋氏は他に六つの分水権を持つので、論に変更の必要はあるまい。
- （12） 「那賀町史」163頁で、小山靖憲は「勧頭として記されている人名は、田地の所在を示す必要上、地主の名を列挙しているのではないか」とされる。この点は後考を期したい。しかし勧頭の解釈が右のものであっても、丹生屋氏は他に六つの分水権を持つので、論に変更の必要はあるまい。
- （11） 小 きやうてん さく人ひこ三郎
- （10） 三百歩 やとうてん さく人ひこ五郎
- （9） (10) 110号に「一反新 池田 丹生屋殿下地」とあり、これは表1の「丹生屋一いれた」にあたる。ここから「いれた」は地名でもあることがわかり、本文のごとく推定する。
- （8） 110号をみると、勝福寺が「下作人職」分として毎年武斗宛、「片子」（加地子）を受けていたことがわかる。
- （7） (11) 119号
- （6） (12) 119号
- （5） (13) 119号
- （4） (14) 119号
- （3） (15) 119号
- （2） (16) 119号
- （1） (17) 119号

- (38) 『大日本古文書 醍醐寺文書六』1276号、『紀伊国大伝法院衆徒等注進状』。
- (39) 『大日本古文書 醍醐寺文書二』458号。
- (40) 「満」永享三年正月十五日。
- (41) 旅引付文亀二年九月一日・二日。
- (42) 旅引付文亀二年九月三日。
- (43) 根来寺惣分は行人方そのものを指す、とする説もある。しかしこの箇所をみると、行人方はあきらかに惣分に包含されている。惣分は後述するように、三方（衆徒、預、行人）の衆会から成る、と考えるべきである。
- (44) 『図書叢書刊 九条家文書一』133(2)号「前関白家御教書」。ただし宛名の「須中」は「預中」とすべきであろう。
- (45) 「後鑑」明応三年七月十七日所載、同日付の足利義材御教書は大伝法院の「衆徒中、預衆中、行人衆中」に宛てられていて、同様にこの三者を一セツトとしている例として、「後鑑」明応三年十月二十日所載、「座右集」所載の御内書と、「後鑑」大永七年六月二日所載、「御内書記録」所載の御内書がある。
- (46) 旅引付文亀二年九月八日。
- (47) 「満」応永三十四年二月十二日によれば、衆徒は宿老・中老・若衆（五番衆）から成る。
- (48) 集団を形成する原理として、前註の如くに法臘が重んじられるのも、そのせいであろう。
- (49) 旅引付文亀元年閏六月二十日。
- (50) 戦国時代の根来寺に関する文書には、根来寺の指導者として泉職坊、杉之坊、岩室坊、闕伽井坊が見える。このうち泉職坊、杉之坊については、行人方の主だった者として名が見える（旅引付文亀二年九月十二日）。闕伽井坊も旅引付に頻出する。問題は岩室坊なのだが、『大日本古文書観心寺文書』273号、274号によると、岩室坊勢春と筒井坊勢春の花押は等しい。旅引付に頻出する筒井坊が岩室坊の主を兼ねていたのだろう。
- (51) 中西睦明氏「根来僧兵に関する一考察」（『和歌山史学』8）。
- (52) 『紀伊国旧家地土覚書』（『大日本史料 第十一編之十四』、天正十三年三月二十一日に所載）による。
- (53) 同右。
- (54) 『萩藩閥閱録』根来主馬の条。
- (55) 旅引付文亀元年閏六月二十六日。
- (56) 「満」応永三十四年二月四日。
- (57) 三浦圭一氏「惣村の起源とその役割」（『史林』50-2・3）、「根来寺と和泉熊取の中家」（『和歌山県史研究』7）。
- (58) 註(52)に同じ。
- (59) 戦国時代の「耶蘇会報」には「彼等の間には長老乃至統率者無く、集会に於て最も大を為すは最も力ある者なり、されど時に依りては古参者に上席を譲る事あり、協議の上事を定むる際には一人にて一同に当りて事を解決する事を得べく、諸人の意見の一一致する迄は同一事件に就きしばしば令会合」というパーデレ・ビレラの報告がある。
- (60) 室町時代後期の根来寺の衆徒（学侶）の動静は権僧正日誓の「根来破滅因縁」（『大日本史料 第十一編之八』、天正十二年八月十七日所載）に詳しい。行人と比較するためにごく簡単にまとめておこう。
- 文明の頃の道瑜という僧侶は碩学を以てしられ、衆徒に交わってから百人を超えて十輪院を名乗り、ついで三十人を超えて学頭になつたといふ。このことより、衆徒は全体で百三十人ほどおり、三十人、百人の二層になつていたらしい。伝法院大会に百三十人が出仕しているのも、この推測を裏付ける。また素直に解すれば、院主の号をもつものも三十人ほどであったことになる。
- 三十人という数字は、根来寺で最も重んじられた報恩講（寺祖の覚鑑をまつる）の講衆三十人と一致する。学侶は衆分、入寺、報恩講衆と昇進するらしく、報恩講衆は更に上十六人と下十四人に分かれ。そして学侶の頂点に学頭が位置する。
- (61) 旅引付文亀二年七月二十三日「出衆之事者惣分之成敗可為干用儀候」、軍事行動すら、惣分の名で行わっていたことに注意すべきであろう。